平成２１年（フ）第３２号
福島県郡山市大槻町字仙海東35番地の７
破産者　佐久間千里
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
茨城県常陸大宮市西塩子1297番地
破産者　大貫　孝子
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７３号
千葉県山武郡大網白里町みずほ台２丁目11番地３　半田ハイツ501
破産者　八角　正俊
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２７１号
横浜市旭区三反田町276番地、開始決定時の住所横浜市旭区左近山157番地２　左近山団地３街区26棟202号
破産者　筒井　清子
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１５号
川崎市川崎区大島５丁目19番13号　パークヒルフロー303
破産者　野口　敏雄
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
川崎市中原区宮内４丁目７番１号　等々力グリーンビレッジ201
破産者　川崎　浩三
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第３２１号
富山県砺波市苗加604番地１
破産者　川原喜代志
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３２２号
富山県砺波市苗加604番地１
破産者　川原　康子
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第８６号
大阪府和泉市伯太町２丁目25番３号
破産者　西井　博伸
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４４８号
大阪府泉佐野市湊４丁目５番17号泉佐野優人会病院内、住民票上の住所大阪府貝塚市半田1022番地２棟601号、住民票上の前住所大阪府貝塚市石才527番地の11
破産者　羽室　京子
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
愛媛県松山市下伊台町1369番地４
破産者　渡部　修三
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３０号
愛媛県松山市末町乙41番地２、住民票上の住所愛媛県松山市柳井町２丁目15番地６
破産者　伊賀上　浩
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２８号
長崎県島原市高島２丁目7174番地１
破産者　白倉　宏明
１　決定年月日　平成21年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続終結

平成２０年（フ）第１０６３６号
埼玉県吉川市三輪野江1745
破産者　株式会社石原解体
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２５７８号
千葉県市川市行徳駅前２丁目21―22―2013、開始決定時の住所千葉県船橋市前原東２丁目14―３
破産者　岩淵　和英
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２６１３号
神奈川県横浜市港北区日吉３丁目７―27―201、開始決定時の住所神奈川県川崎市中原区今井南町518―１―109
破産者　伊藤　英男
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１４３２７号
東京都新宿区大久保１丁目１番９―407号
破産者　ハットーテキスタイル株式会社
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０４０３号
東京都青梅市根ヶ布１丁目428―１
破産者　寺田　昭二
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１０３２号
埼玉県川口市仲町13番35号
破産者　株式会社セブン・オプト
１　決定年月日　平成21年10月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部